

What's New



令和元年10月1日

柳津町商工会

<http://www.yanaizu.net/>

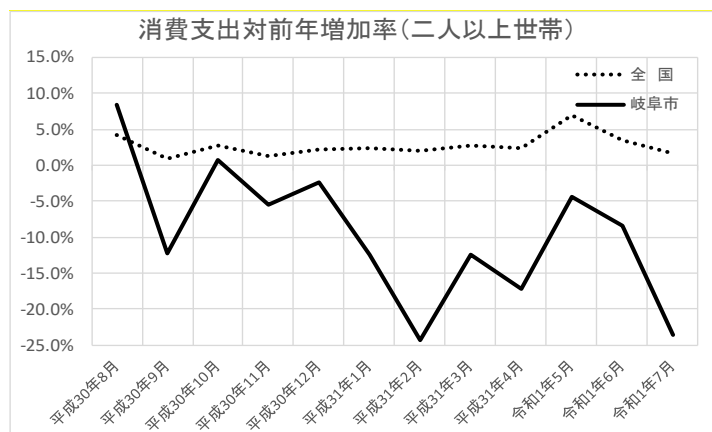
TEL(058)387-6464

FAX(058)387-6878

yanaidu@ml.gifushoko.or.jp

地域経済の動き、消費動向・トレンド等、経営に役立つ情報を定期的にお届けします。

▶消費動向速報（出所：総務省「家計調査」）



7月の全国の消費支出対前年増加率は+1.6%と、13か月連続のプラスとなり底堅さが継続しています（世帯消費支出額288,026円）。

一方、岐阜市は▲23.6%となり、9か月連続のマイナスで、下落率も大幅です（世帯消費支出額263,474円）。特に、過去1年間に10%を超える減少月が6月あり、全国と岐阜市は逆の動きが加速しています。

消費支出額も4か月連続で岐阜市が全国を下回り、岐阜市の消費の弱さが顕著となっています。

▽▲▽▲ 注目の話題 ▲▽▲▽

eスポーツ

eスポーツとは「Electronic Sports」の略で、コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際に使われます。近年、欧米や韓国などを中心にその競技人口が増加し、各国でさまざまなeスポーツイベントが開催されており、注目される市場の1つとなっています。

「FIFA eWorld Cup」をはじめ、さまざまな国際大会が開催されており、優勝賞金が億単位を超えるものも珍しくありません。

2018年ジャカルタで行われたアジア競技大会では、eスポーツがデモンストレーション競技として採用され、2022年の中国・杭州大会では正式種目として採用される予定で、将来的にはオリンピックでの正式種目を目指す動きもあり、ますます盛んになっていくことでしょう。

▲▽▲▽ キーワード ▲▽▲▽

5G(5th Generation)

5Gとはスマートフォン等に使用される「第5世代移動通信システム」を意味します。現行の4Gから5Gという形で通信速度や規格、対応するデバイスが進化しており、5Gでは今までの世代更新よりもさらにレベルアップすることが期待されています。

既に米国や韓国ではサービスが始まっており、日本でも2020年から順次サービスが始まるといわれています。

5Gは、現行の4Gと比べ次のような特徴があります。

①通信速度が格段に上がる

4Gの通信速度は100Mbps～1Gbpsですが、5Gでは最大100Gbpsとなり「100倍以上」早くなると予測されています。例えば、4Gなら10秒かかるデータ通信も5Gであれば0.1秒未満、一瞬で終わる計算であり、コンテンツの表示やダウンロード時における「待つ時間」が限りなく少なくなります。

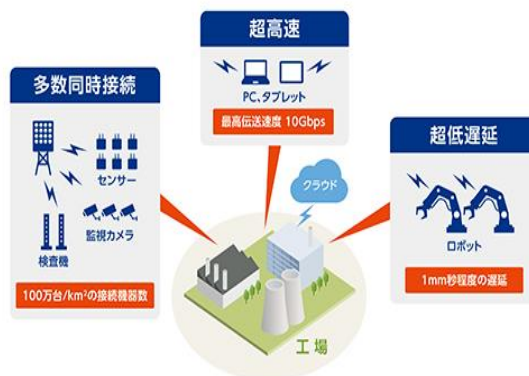
②同時接続数が増える

IoTの普及に伴って、スマホやパソコンだけでなく、ワイヤレスの通信を利用する機器が増大しています。4Gや3Gでは対応できないような同時接続でも、5Gでは接続可能になります。

③遅延が少なくなる

4Gでは10msの遅延がありますが、5Gでは1msに改善されます。遅延が少なくなることでリアルタイムにデータを送受信できるようになり、音や画像がズレることが少なくなります。ロボットの遠隔操作なども遅延が少なくなればなるほど有用性が高まります。

5Gで実現する将来のスマート工場の例



最低賃金の改正

10月1日から、岐阜県の地域別最低賃金（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車・同付属品製造業及び航空機・同付属品製造業の特定最低賃金は12月1日改正予定）が昨年より26円引き上げられ851円になりました。都道府県別では東京都及び神奈川県が1,000円を超えており、全国平均でも前年より27円引き上げられ901円となりました。

一方、パートタイマー等の求人募集時平均賃金（東海四県）は980円（㈱リクルートジョブズ「2019年1月アルバイト・パート募集平均時給調査」）で、岐阜県の最低賃金を約130円上回っています。

1 最低賃金とは

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が定めた金額以上の賃金を従業員に支払わなければならない制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を事業主と従業員の合意により定めたとしても無効とされ、事業主は、最低賃金額との差額を従業員に支払わなければなりません。

また、地域最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法により50万円（特定最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は労働基準法により30万円）以下の罰金が科せられます。

2 賃金の計算

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金で、実際に支払われる賃金から割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などを除いたものです。支払う賃金が最低賃金に達しているかどうかは、次のとおり賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金と比較します。

- ①日給制の場合 日給÷1日の所定労働時間
- ②月給制の場合 月給÷1か月の平均所定労働時間
- ③出来高払制の場合 総賃金額÷当該賃金計算期間の総労働日数

3 最低賃金引き上げをサポートするための国の助成金（詳細は、下のQRコードで確認ください）

①業務改善助成金

業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引き上げを図るために設けられた制度で、生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、設備投資などの経費の一部を助成する制度です。

②時間外労働等改善助成金

3社以上で組織する中小企業の事業主団体等が、労働時間短縮や賃金引き上げに向けた生産性向上に資する取り組みに要した費用を助成する制度です。



政府は、『年間3%程度引き上げて、全国平均で時給1,000円を目指す』と表明しており、今後も引き上げが継続する見通しです。加えて、人材不足も加わり賃金は上昇していく可能性があります。

このため、人員配置（勤務時間）、賃金、雇用形態等をコントロールしながら長期スパンで経営戦略を練ることが必要です。